

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（案）」に関する意見の募集について

平成23年2月10日

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

保険システム高度化推進室

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、厚生労働省は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第2項の規定により、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに法第18条に規定する特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する情報（以下「レセプト情報等」という。）の提供を受けております。

厚生労働省に提供される、これらのレセプト情報等については、一義的には、前述のとおり、医療費適正化計画の作成等に資するためのものですが、一方で、適切に管理した上で学術研究等の公益目的で活用すれば、医療サービスの質の向上等を目指した正確なエビデンスに基づいた施策の推進にも資すると考えられることから、現在、医療経済等の有識者や医療機関等の関係団体の代表者で構成される「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、レセプト情報等の提供に関する具体的なルール等について議論を行っているところです。

つきましては、標記の「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（案）」に関して広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成23年3月10日（木）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。電話でのご意見・ご提案にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

なお、提出していただくご意見には必ず「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（案）」について

と明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：tekiseika@mhlw.go.jp

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室あて

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3504-1210

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。個人又は法人の属性に関する情報については、寄せられたご意見とともに公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【意見書の例】

<「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（案）について」>

[宛先] 厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室担当宛

[氏名] ○○○○（○○歳）

[企業名・団体名及び部署名] ○○○○

[〒・住所] ○○○○

[電話番号] ○○○○

[ファクシミリ番号] ○○○○

[意見]

- ・ 該当箇所○○ページ○○行目
- ・ 意見内容○○・・・
- ・ 理由○○・・・